

自転車の主な禁止事項

飲酒運転 (酒酔い運転)

罰則 道路交通法第65条第1項
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

信号無視

罰則 道路交通法第7条
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (過失は10万円以下の罰金)

指定場所一時不停止

罰則 道路交通法第43条
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (過失は10万円以下の罰金)

車道の右側通行

罰則 道路交通法第17条第4項
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

無灯火運転

罰則 道路交通法第52条第1項 5万円以下の罰金 (過失も同じ)

二人乗り運転

罰則 道路交通法第57条第2項 2万円以下の罰金又は料料
※都道府県により異なる場合があります。
※幼児二人同乗用自転車、道路交通法施行細則 (第8条第1号ア) を除く。

並進通行

罰則 道路交通法第19条 2万円以下の罰金又は料料

ブレーキ整備不良

罰則 道路交通法第63条の9第1項 5万円以下の罰金 (過失も同じ)

反射器材等の装備義務 (尾灯をつけていた場合を除く)

罰則 道路交通法第63条の9第2項 5万円以下の罰金 (過失も同じ)

携帯電話等の使用運転

罰則 道路交通法施行細則第10条第6号 5万円以下の罰金

イヤホン等の使用運転

罰則 道路交通法施行細則第10条第7号 5万円以下の罰金

傘さし運転

罰則 道路交通法施行細則第10条第4号 5万円以下の罰金

歩道での歩行者妨害

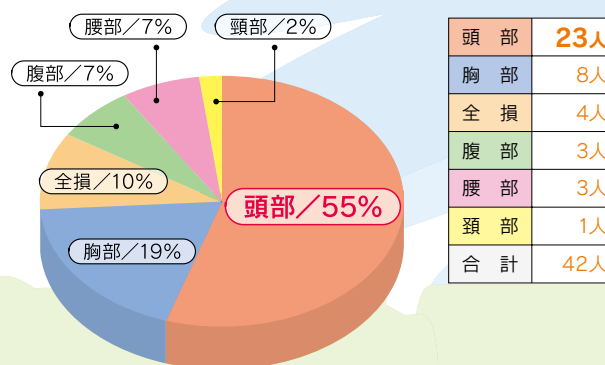
罰則 道路交通法第63条の4第2項 2万円以下の罰金又は料料

自転車横断帯を通行しない (警察官の指示に従わなかった)

罰則 道路交通法第63条の6・第63条の7第1項・第63条の8
2万円以下の罰金又は料料

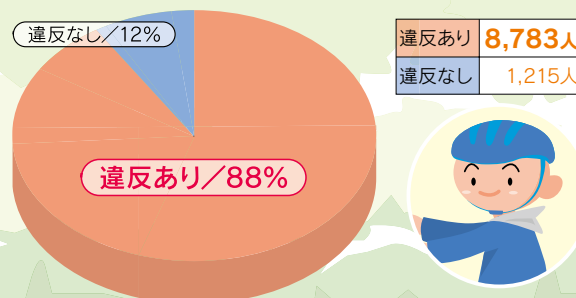
自転車用ヘルメットを 着用しましょう

損傷部位別自転車死者数 (平成25年中)



交通ルールを守りましょう

違反別自転車死傷者数 (平成25年中)



自転車死傷者数のうち、約9割の方に違反が見受けられた。
違反別では、安全不確認が4割と最も多く、次いで一時不停止が約1割を占めている。

傘さし運転は禁止です

雨の時の傘さし運転は大変危険です。自転車の利用をやめるか、カッパ等を着用しましょう。

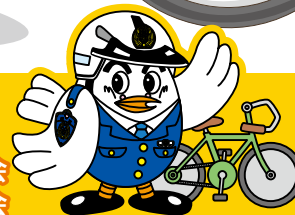


ルールを守って 安全運転



埼玉県警察

一般財団法人 埼玉県交通安全協会
一般財団法人 埼玉県交通教育協会
一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会



埼玉県警察
シンボルマスコット
「ポッポくん」



自転車の通行方法



自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行するのが原則です。 ※道路交通法第17条



普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき。
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

※道路交通法第63条の4 道路交通法施行令第26条



自転車及び歩行者専用の標識

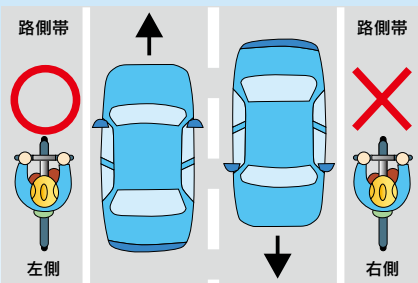


路側帯の通行



自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備 ※道路交通法17条の2

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。



左側

右側

自転車は車両です！
しっかり守ろう!!



自転車安全利用五則



①自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は、道路交通法上「軽車両」です。

②車道は左側を通行

車道を走るときは、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は歩道では直ぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。



自転車保険の種類



万が一の事故に備えて保険に加入しましょう。



種 類	対 象		事故の相手		自分	取扱い
	生命・身体	財産	生命・身体	財産	生命・身体	
個人賠償責任保険	○	○	×	×	×	損害保険各社
傷害保険	×	×	×	×	○	損害保険各社
TSマーク付帯保険	○	×	×	×	○	自転車安全整備店

※詳しくは、損害保険代理店や保険会社、自転車安全整備店にご確認ください。

〈個人賠償責任保険〉

他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして、法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。傷害保険、火災保険、自動車保険など他の保険の特約として契約することができます。

〈傷害保険〉

自転車での転倒など、思わぬ事故による自分のケガに備える保険です。

〈TSマーク付帯保険〉

自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険です。

- ◇保険期間は、1年間
- ◇自転車安全整備店はここから ▼

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jitensya/jitensyajikohoken.html#ts>



自転車安全整備店の店章

④安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

